

新潟県政記念館指定管理者  
審査委員会の選定結果と講評

平成24年2月

新潟県政記念館指定管理者審査委員会

この度、新潟県政記念館指定管理者応募申請を行った法人・団体の中から、新潟県政記念館指定管理者審査委員会において、以下のとおり審査を行い、指定管理者交渉権者を選定したので、ここに結果と講評を公表する。

## 1 選定方法

### (1) 審査委員会の設置

新潟県政記念館の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するために、次の6人の委員を構成員として、平成23年8月27日付で設置。

- 議長 黒野 弘靖 新潟大学工学部准教授(建造物専門家)  
 委員 中島 栄一 潟東歴史民俗資料館学芸員(歴史資料専門家)  
 " 渡辺 新太 (財)敦井コレクション 敦井美術館事務局長(民間類似施設有識者)  
 " 田辺 進二 日本公認会計士会東京会新潟支部 公認会計士  
 (財務関係専門家)  
 " 武内 裕子 NPO法人キッズユニファーマ代表(地域活性化有識者)  
 " 草間 俊之 新潟県教育庁教育次長(※審査の採点には加わらず)

### (2) 審査委員会の開催

第1回 平成23年8月31日(水)

内容：募集要項全般、仕様書、応募様式、選定基準と配点等の検討

第2回 平成23年10月14日(金)

内容：プレゼンテーションと採点及び選定

### (3) 指定管理者交渉権者の選定

プレゼンテーション終了後、次の評価項目と配点基準に基づいて採点。

## 2 選定結果

### (1) 審査採点

		評価・採点項目	配点	得点
①	ア	a) 設置目的がよく理解されているか。	10	7.8
		b) 誰でもが利用できるように配慮されているか。	5	3.8
		c) 県政資料の展示及び保管方針が適切であるか。	5	3.6
		d) 施設の活用方針が適切であるか。	5	3.8
		採点項目ア計	25	19.0
イ	a) 施設の公開方針が、文化財保護上適切であるか。	10	7.2	
	b) 清掃方式が衛生的で、公開上適切であるか。	5	4.0	
	c) 警備方式が防犯面、安全面で十分であるか。	5	4.0	
	採点項目イ計	20	15.2	
		評価項目①計	45	34.2
②	ウ	a) 職員人数は適切な配置数であるか。	5	3.8
		b) 職員の構成が適切で、専門性に配慮されているか。	10	7.4
		c) 団体全体としての責任体制は明確となっているか。	5	4.0
		採点項目ウ計	20	15.2
エ	a) 開館時における緊急避難誘導等の安全体制は十分であるか。	5	3.6	
	b) 閉館時における緊急連絡や応急対応の体制は明確となっているか。	5	4.0	
	採点項目エ計	10	7.6	

オ	a) 財政状況は健全であるか。	5	4.6
	b) 活動実績は十分かつ適切であるか。	5	4.6
	c) 業務の遂行能力は十分であるか。	5	4.6
	d) 活動の理念、内容は適切であるか。	5	4.4
	採点項目オ計	20	18.2
カ	a) 苦情、要望等への処理及び対応の方針は適切であるか。	10	7.6
	採点項目カ計	10	7.6
	評価項目②計	60	48.6
③ キ	a) 入館者増加のための具体的な取組みが十分であるか。	10	8.4
	b) サービス向上のための具体的な取組みが十分であるか。	10	7.6
	c) 新たな業務提案等が、企画性に優れかつ適切であるか。	10	8.2
	d) 開館時間の設定は適切であるか。	5	3.8
	e) 開館日の設定は適切であるか。	5	3.8
	f) 他の文化施設や教育機関との連携協力の取組みがなされているか。	10	8.2
	採点項目キ計	50	39.8
ク	a) 効率・効果的な運営により提案された指定管理料の節減が図られているか。	10	7.4
	採点項目ク計	10	7.4
ケ	a) 適切な管理運営を行うことができる収支計画であるか。	10	6.8
	b) 十分に事業計画が遂行できる収支計画であるか。	10	6.8
	採点項目ケ計	20	13.6
コ	a) 物品等の県内調達や職員採用の県内雇用への取組が十分であるか。	5	4.2
	採点項目コ計	5	4.2
	評価項目③計	85	65.0
④ サ	a) 省エネルギー等への取組みや地域環境への配慮が見られるか。	5	3.6
	採点項目サ計	5	3.6
シ	a) 業務評価に関する方針や職員研修等への取組みは十分であるか。	5	3.6
	採点項目シ計	5	3.6
	評価項目④計	10	7.2

	満点	得点
平均点	200	155.0
総合得点	1,000	775

※ 提案指定管理料（1か年平均額） 7,590,000円

## (2) 結果

審査基準に基づく審査・採点及び審査委員による検討の結果、新潟県政記念館運営グループ（株式会社新潟ビルサービス・新潟市上古町商店街振興組合 共同事業体）を、指定管理者候補に決定した。

### (3) 審査講評

#### ① 提案への意見・要望

今回の応募団体は、現指定管理者であり、今までの実績をふまえた国の重要文化財としての館の保存管理と活用の両面での企画提案がなされていた。なかでも自主企画事業は、地域商店街と連携するなどよく工夫されており、館の利用促進・利用者増加が期待される内容であった。

保存・管理面については、これまで通り文化行政課との緊密な協議をもとに計画的な保存管理を進めてもらいたい。また今後の活用面では、県下にある明治大正期の歴史的建造物と連携した企画展示などを進めることで、より魅力ある新潟をアピールできるのではないかと。

#### ② 総評

新潟県政記念館（新潟県議会旧議事堂）は、現存する最古の県会議事堂として、国の重要文化財となっている建築物である。

今回で、指定管理者の選定は3回目となる。第1回の平成17年度には5団体、第2回の平成20年度には2団体の応募があったが、今回第3回の応募は1団体に留まった。審査委員からは、次回に応募を心配する声も見られた。

今回の応募業者は現指定管理者であり、指定管理料縮減のなかでも実績をふまえて、文化財を保護するための「管理」と文化財の価値を広めるための「活用」を視野に入れた提案がなされた。こうした状況をふまえ、施設の利用促進につながる事業実施については指定管理料のなかでもう少し負担できるようにすることも検討しても良いのではないかと委員から出された。

文化の継承と育成は、効率化の推進のみによっては難しいものである。新潟県政記念館が重要文化財であるという原点に立ち返り、第三者を含めた公平な事業内容の評価がより一層求められるのではないかと。